

令和7年6月10日
企画観光部企画課

箱根町の観光まちづくり財源導入に向けた考え方（まとめ）

1 箱根町の観光まちづくり財源確保策

- ・箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議（以下「検討会議」）による中間報告書の提出を受けて、今後、当町の観光まちづくり財源確保策は、宿泊税としたうえで、令和10年4月の導入を目指して検討を進めていくこととします。

2 検討会議の概要

- ・検討会議は、当町が観光地として一層発展・成長するために、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について、専門的かつ幅広い見地から具体的な検討を行うため、令和元年度に設置し、これまで13回にわたり丁寧に議論していただきました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月から約3年間会議を休止

- ・委員は、観光関連団体その他各種団体からの被推薦者、町民からの一般公募者及び学識経験者の9名から構成しており、現在の委員任期は、令和5年10月30日から令和8年10月29日までの3年間となります。
- ・会議は、原則公開とし、会議録及び資料はホームページに公表しています。



箱根町ホームページ

3 検討会議におけるこれまでの検討結果

- ・検討会議では、中間報告にあたり、次の2点について検討を行っていただきました。

①歳出の対象分野と規模感

持続可能な観光地であり続けるためには、観光施策の維持・充実だけではなく、社会インフラ等の整備に要する費用も対象とした制度が必要となるため、町が考える観光まちづくりの対象範囲や財源の規模感を確認しました。

②観光まちづくり財源のあり方

町民・観光事業者以外の観光客から負担いただく方策を検討するため、他団体の実施事例をもとに、箱根町で実施した場合の試算額や、実施にあたっての課題を整理し、評価・検証を行いました。

4 観光まちづくり財源導入に向けた今後の進め方（主なポイント）

- ・次回8月の検討会議から、宿泊税の「③具体的な制度内容」の検討に着手し、令和8年5月に報告書を提出していただくこととしています。
- ・報告書では、これまでの検討結果に加え、使い道の範囲の考え方や、「具体的な制度内容」として、税率（税額）、免税点、課税免除等の制度設計を検証していただくことを想定していますが、制度内容は現時点では何も決まっていません。
- ・令和8年5月以降は、報告書の結果を踏まえ、宿泊税の導入に向けて、条例案の作成、総務省との協議など、必要な手続きを行う予定です。